

役員からの借入金 または貸付金に関する税務

⑤役員への貸付金に関する税務

講師：税理士・調査研究部委員・会員相談室相談委員
大畑 智宏 氏

◆役員への貸付金等の認識

I社 貸借対照表

現金預金 売掛金等	買掛金等 銀行借入金
役員貸付金 未収入金	
固定資産 土地・建物等	資本金等

- ① 会社はオーナーに金銭の貸付をしている又はオーナーに対して立替金・未収入金がある
- ② オーナーから見ると会社から借入をしていることとなる
- ③ オーナーの相続時に「借入金」「未払金」等として債務控除される

Q I社は代表であるA氏に貸付金（令和2年中に貸し付けたもの）を有しており、無利息で貸し付けていた。税務上どのような処理が求められるか？

誤 何も処理をしない

正 年1.6%の金利で受取利息を計上し、未収利息は役員賞与として取扱われる

役員賞与 / 受取利息 × × ×

国税庁タックスアンサー（No.2606 金銭を貸し付けたとき）

役員又は使用人に金銭を貸し付けた場合、その利息相当額は、次に掲げる利率によります。

- (1) 会社が他から借り入れて貸し付けた場合・・・その借入金の利率
- (2) その他の場合・・・貸付けを行った日の属する年に応じた次に掲げる利率

平成22年から25年中に貸付けを行ったもの・・・・・・・・・・4.3%

平成26年中に貸付けを行ったもの・・・・・・・・・・1.9%

平成27年から28年中に貸付けを行ったもの・・・・・・・・・・1.8%

平成29年中に貸付けを行ったもの・・・・・・・・・・1.7%

平成30年～令和2年中に貸付けを行ったもの・・・・・・・・・・1.6%

役員又は使用人に無利息又は低い利息で金銭を貸し付けた場合には、次頁の場合を除き、上記の利率により計算した利息の額と実際に支払う利息の額との差額が、給与として課税されることになります。

役員又は使用人に無利息又は低い利息で金銭を貸し付けた場合に、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、上記にかかわらず、給与として課税しなくてもよいことになっています。

(1) 災害や病気などで臨時に多額の生活資金が必要となった役員又は使用人に、その資金に充てるため、合理的と認められる金額や返済期間で金銭を貸し付ける場合

(2) 会社における借入金の平均調達金利など合理的と認められる貸付利率を定め、この利率によって役員又は使用人に対して金銭を貸し付ける場合

(3) (1) 及び (2) 以外の貸付金の場合で、上記の利率により計算した利息の額と実際に支払う利息の額との差額が1年間で5,000円以下である場合

Q I社は代表であるA氏に借入金の平均調達金利など合理的と認められる貸付利率で貸し付けている。利息の返済が一部未収となっているが、この未収利息の累積にも利息が発生するか？

誤 未収利息の累積に、さらに利息が課される

正 未収利息の累積には、利息を課さない。ただし、当該利息を元本に繰り入れた場合または元本についてだけ返済があり、利息について未収のまま放置している場合等、特に課税上弊害があると認められるときには、この限りでない

Q I社は代表であるA氏に貸付金を有していたが、全額債権放棄をした。なおA氏は債務超過等の状態にない。

誤 貸倒損失として損金算入できる

貸倒損失 / 役員貸付金 × × ×

正 役員賞与として処理される

役員賞与 / 役員貸付金 × × ×

法人税基本通達

9-6-1 金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ

(1) ～ (3) 略

(4) 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額

9-6-2 回収不能の金銭債権の貸倒れ

法人の有する金銭債権につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理をすることができる。この場合において、当該金銭債権について担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ貸倒れとして損金経理をすることはできないものとする。

(注) 保証債務は、現実これを履行した後でなければ貸倒れの対象にすることはできないことに留意する。

◆役員への貸付金等の処理

報酬増額で相殺

退職金と相殺

個人資産で代物弁済

◆役員への貸付金等の処理

報酬増額で相殺

役員報酬 × × × / 役員貸付金 × × ×
 / 現金預金 × × ×
 / 源泉預り金 × × ×
 / 社保預り金 × × ×
 / 住民税預り金 × × ×

- 役員報酬増額理由（不相当高額（法法34）に留意）
- 株主総会、取締役会決議（（タイミング注意）定期同額要件）
- 源泉税、住民税（翌期）、社保増額への対応（資金繰りに留意）

◆役員への貸付金等の処理

退職金と相殺

退職金 × × ×

/ 役員貸付金 × × ×

/ 現金預金 × × ×

/ 源泉預り金 × × ×

/ 住民税預り金 × × ×

○退職時期（タイミング）再就任の可能性など

○退職金支給額（不相当高額（法法34）に留意）

（退職給与規程）

例、役員退職金の適正額 = 最終報酬月額 × 勤続年数 ×
功績倍率 「社長・・・3.0倍など」

◆役員への貸付金等の処理

個人資産で代物弁済

土地・建物 × × × / 役員貸付金 × × ×

【法人側】

○適正時価による受け入れ（法法22）

【個人側】

○時価の1/2未満の譲渡に注意（所法59）

【他の株主】

○法人が低額で受け入れた場合、譲渡者から株主への贈与₁₂

Q I社（株主A氏及びAの長男）は代表であるA氏に貸付金（3,000万円）を有していたが、A氏が有している不動産（時価7,000万円）を受け入れる処理をした。法人及び個人における税務上の取扱いはどうようになるか？

誤

【法人側】

土地・建物 3,000 / 役員貸付金 3,000

【個人側】

借入金 3,000 / 土地・建物 3,000

譲渡所得に係る収入金額 3,000万円として処理

正

【法人】

土地・建物 7,000 / 役員貸付金 3,000
/ 低額譲受益 4,000 (法法22)

【個人】

借入金 3,000 / 土地・建物 3,000

譲渡所得に係る収入金額 7,000万円として処理
(時価の1/2未満の譲渡に該当 (所法59))

【株主】

低額譲受益4,000万円により、株価上昇価額の合計額について、AからAの長男への贈与 (相基通9-2) が発生

所得税法第59条みなし譲渡課税（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）

次に掲げる事由により居住者の有する山林（事業所得の基因となるものを除く。）又は譲渡所得の基因となる資産の移転があつた場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があつたものとみなす。

イ 贈与（法人に対するものに限る。）又は相続（限定承認に係るものに限る。）若しくは遺贈（法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）

ロ 著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡（法人に対するものに限る。）

所得税施行令 第169条 時価による譲渡とみなす低額譲渡の範囲

所得税法第59条第1項第2号（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）に規定する政令で定める額は、同項に規定する山林又は譲渡所得の基因となる資産の譲渡の時ににおける価額の2分の1に満たない金額とする。

相続税基本通達9-2 株式又は出資の価額が増加した場合

同族会社（法人税法第2条第10号に規定する同族会社をいう。以下同じ。）の株式又は出資の価額が、例えば、次に掲げる場合に該当して増加したときにおいては、その株主又は社員が当該株式又は出資の価額のうち増加した部分に相当する金額を、それぞれ次に掲げる者から贈与によって取得したものとして取り扱うものとする。この場合における贈与による財産の取得の時期は、財産の提供があった時、債務の免除があった時又は財産の譲渡があった時によるものとする。

- (1) 会社に対し無償で財産の提供があった場合 当該財産を提供した者
- (2) 時価より著しく低い価額で現物出資があった場合 当該現物出資をした者
- (3) 対価を受けないで会社の債務の免除、引受け又は弁済があった場合 当該債務の免除、引受け又は弁済をした者
- (4) 会社に対し時価より著しく低い価額の対価で財産の譲渡をした場合 当該財産の譲渡をした者

○役員からの借入金（オーナー貸付金）（パート①～④）

相続財産となり相続税課税：解消の必要性あり

- ・債権放棄→法人税課税、みなし贈与の問題

（ 役員借入金 × × × / 債務免除益 × × × ）

- ・代物弁済その他→時価と額面差額が役員賞与

（ 役員借入金 × × × / 固定資産 × × × ）

- ・報酬減額対応→法人所得増加、退職金への影響

（ 役員報酬 → 役員借入金 × × × / 預金 × × × ）

- ・DES→債務超過でない会社の場合には、DESを検討

（ 役員借入金 × × × / 資本金 × × × ）

- ∴債務超過会社は債権放棄で対応

（DESでは債務消滅益が発生するため）

○役員への貸付金（パート⑤）

金融機関への説明が必要、受取利息発生

∴解消の必要性あり

- ・ 報酬増額対応→報酬変更タイミング、不相当高額に留意
(役員報酬 × × × / 役員貸付金 × × ×)

- ・ 個人資産で代物弁済→受贈益（法人税）、みなし譲渡（所得税）、みなし贈与（他の株主への贈与税）

(固定資産 × × × / 役員貸付金 × × ×)